



島根県報

令和3年3月5日（金）

第 188 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根県公害防止条例施行規則別表第1の規定によるふっ素等の排出を規制する地域の廃止	（環 境 政 策 課）	2
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療機関の指定	（高 齢 者 福 祉 課）	2
毒物劇物取扱者試験規程の一部改正	（薬 事 衛 生 課）	2
登録販売者試験規程の一部改正	（ " ）	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（中 小 企 業 課）	3
建築基準法の規定による道路の指定	（建 築 住 宅 課）	4

【訓 令】

島根県公印規程の一部改正	（総 務 課）	5
--------------	---------	---

【公 告】

公共測量の実施	（技 術 管 理 課）	5
都市計画変更の図書の縦覧	（都 市 計 画 課）	6
開発行為に関する工事の完了	（ " ）	6
令和3年度における宅地建物取引業法の規定による講習	（建 築 住 宅 課）	6

【公安規則】

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則	（警 察 本 部）	7
--------------------------------------	-----------	---

告 示**島根県告示第154号**

島根県公害防止条例施行規則別表第1の規定によるふっ素等の排出を規制する地域（昭和57年島根県告示第695号）は廃止し、令和3年3月5日から施行する。

令和3年3月5日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第155号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、法による医療支援給付を担当する機関を次のとおり指定したので、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和3年3月5日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
ウエルネス薬局 塩冶店	出雲市塩冶有原町5-11	令和2年11月1日
ウエルネス薬局 北本町店	出雲市今市町北本町五丁目2-7	令和3年2月3日
ウエルネス薬局 斐川店	出雲市斐川町上直江1303-1	令和3年2月3日
ウエルネス薬局 出雲駅北店	出雲市駅北町1番	令和3年2月3日
ウエルネス薬局 出雲駅南店	出雲市駅南町三丁目13-1	令和3年2月3日
ウエルネス薬局 大塚店	出雲市大塚町750-1	令和3年2月3日
ウエルネス薬局 白枝店	出雲市白枝町551-5	令和3年2月3日
ウエルネス薬局 大田店	大田市長久町長久口264-13	令和3年2月3日
ウエルネス薬局 大東店	雲南市大東町下阿用4-7	令和3年2月3日
ウエルネス薬局 益田日赤病院前店	益田市乙吉町イ102番地1	令和3年2月3日

島根県告示第156号

毒物劇物取扱者試験規程（昭和26年島根県告示第200号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月5日

島根県知事 丸 山 達 也

第1号様式及び第5号様式中「㊟」を削る。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

島根県告示第157号

登録販売者試験規程（平成20年島根県告示第276号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月5日

島根県知事 丸 山 達 也

様式第1号及び様式第6号中「㊟」を削る。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

島根県告示第158号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和3年3月5日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

安来プラーナ 島根県安来市安来町761-4

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社フーズマーケットホック 代表取締役 長谷川 徹 島根県安来市赤江町1448-1

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者

(変更前) 株式会社フーズマーケットホック 代表取締役 南脇 政文

(変更後1) 株式会社フーズマーケットホック 代表取締役 藤原 隆之

(変更後2) 株式会社フーズマーケットホック 代表取締役 長谷川 徹

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者	住 所	代表者名	備 考
(株) フーズマーケットホック	島根県安来市赤江町1448-1	南脇 政文	
(有) ひきの	島根県安来市安来町761-4	引野 勝之	
(株) 彩雲堂	島根県松江市天神町124	山口 美紀	
(株) 落合	鳥取県米子市角盤町一丁目27-8	落合 伸介	平成29年9月30日 退店
(有) つるだや	鳥取県米子市角盤町三丁目100	鶴田 陽介	
(株) 今井書店	島根県松江市殿町63	田江 泰彦	
山本 孝之	鳥取県日野郡日南町生山720	—	
(有) 泉生花店	鳥取県米子市紺屋町119-2	泉 司	
(有) フォト文具いちかわ	島根県安来市広瀬町893	市川 洋二	
(株) タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目32-13	指田 努	平成29年1月31日 退店
(株) セリア	岐阜県大垣市外濑2-38	河合 宏光	

(変更後)

小売業者	住 所	代表者名	備 考
(株) フーズマーケットホック	島根県安来市赤江町1448-1	藤原 隆之	平成29年2月2日

			代表者変更
		長谷川 徹	令和2年5月29日 代表者変更
(有) ひきの	島根県安来市安来町761-4	引野 勝之	
(株) 彩雲堂	島根県松江市天神町124	山口 周平	平成30年4月1日 代表者変更
(有) つるだや	鳥取県米子市角盤町三丁目100	鶴田 陽介	
(株) 今井書店グループ	鳥取県米子市尾高町68	田江 泰彦	平成25年12月1日 承継
	鳥取県米子市新開2-3-10	田江 泰彦	平成29年12月13日 住所変更
		島 秀佳	平成30年1月30日 代表者変更
山本 孝之	鳥取県日野郡日南町生山720	—	
(有) 泉生花店	鳥取県米子市紺屋町119-2	泉 司	
(有) フォト文具いちかわ	島根県安来市広瀬町893	市川 修平	平成31年4月1日 代表者変更
(株) セリア	岐阜県大垣市外渕2-38	河合 宏光	

(4) 変更の年月日

(3)ア(変更後1) : 平成29年2月2日

(3)ア(変更後2) : 令和2年5月29日

(3)イ : 上記小売業者一覧表のとおり

2 届出年月日

令和3年2月24日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

安来市政策推進部商工観光課(安来市安来町878-2)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第159号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく道路のうち、次に掲げる道路を建築基準法(昭和25年法律第201号)

第42条第1項第4号に規定する道路に指定したので告示する。

その関係図面は、松江県土整備事務所及び安来市役所に備えて一般の縦覧に供する。

令和3年3月5日

島根県知事 丸 山 達 也

路 線 名	区 間		道路の幅員	道路の延長	指定の年月日 及び番号
	起 点	終 点			
区11-1号線	安来市黒井田町327番 3	安来市黒井田町414番 5	メートル 11.0~12.5	メートル 369.7	令和3年2月24日 第2号
区6-1号線	安来市黒井田町402番 7	安来市黒井田町406番	6.0	95.3	令和3年2月24日 第2号
区6-3号線	安来市黒井田町407番	安来市黒井田町309番	6.0	167.9	令和3年2月24日 第2号
区6-4号線	安来市黒井田町317番	安来市黒井田町666番	6.0	35.2	令和3年2月24日 第2号
区6-5号線	安来市黒井田町406番	安来市黒井田町608番	6.0	286.3	令和3年2月24日 第2号
区6-6号線	安来市黒井田町670番	安来市黒井田町676番 内1	6.0	35.2	令和3年2月24日 第2号
区6-7号線	安来市黒井田町1900番 1	安来市黒井田町680番	6.0	249.0	令和3年2月24日 第2号
区6-8号線	安来市黒井田町676番 2	安来市黒井田町317番	6.0	349.9	令和3年2月24日 第2号

訓 令

島根県訓令第1号

本 庁
地方機関

島根県公印規程（平成元年島根県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月5日

島根県知事 丸 山 達 也

別表第1知事印の項中「島根県地震被災建築物応急危険度判定士登録証」の次に「、島根県木造住宅耐震診断士登録証、島根県被災住宅応急復旧相談員証」を加える。

附 則

この訓令は、令和3年3月15日から施行する。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について雲南県土整備事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年3月5日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和3年2月17日から同年9月30日まで

3 作業地域

雲南市三刀屋町

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

令和3年3月5日

島根県知事 丸 山 達 也

1 都市計画の種類

旭都市計画公園

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年3月5日

島根県知事 丸 山 達 也

1 開発区域

大田市長久町長久字雷イ46番1

面積 5,077.50平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

出雲市大津町701番地7

久文建設株式会社 代表取締役 久文 秀典

令和3年度における宅地建物取引業法の規定による講習の指定（平成30年島根県告示第742号）により指定した講習は次のとおりである。

令和3年3月5日

島根県知事 丸 山 達 也

1 主催者の名称、住所及び連絡先

公益社団法人全日本不動産協会 東京都千代田区紀尾井町3-30 全日会館 03-3263-7030

2 開催日時並びに会場の名称及び所在地

開催年月日	時 間	会 場 名	所 在 地
2021年9月16日（木）	午前9時30分から午後4時40分まで	くにびきメッセ	松江市学園南一丁目2-1

2022年3月9日(水)	午前9時30分から午後4時40分まで	浜田ニューキャッス ルホテル	浜田市殿町83-124
--------------	--------------------	-------------------	-------------

3 受講料

12,000円

公 安 委 員 会 規 則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月5日

島根県公安委員会委員長 上 代 裕 一

島根県公安委員会規則第1号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表古物営業法の一部を改正する法律の部及び古物営業法施行規則の一部を改正する規則の部を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。